

昭和三十三年十月三十一日受領
答 弁 第 二 一 号

(質問の 二)

内閣衆質三〇第二号

昭和三十三年十月三十一日

内閣総理大臣 岸 信 介

衆議院議長 星 島 二 郎 殿

衆議院議員松浦定義君提出北海道産豆類の価格安定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松浦定義君提出北海道産豆類の価格安定に関する質問に対する答弁書

一、二 小豆類、菜豆類、えんどう類は、北海道にとつては重要な農産物であることはよく理解されるところであるが、農産物価格安定法の対象農産物は、同法第一条に明らかなように「米麦に次いで重要な農産物」であつて、その対象農産物とするかどうかは、全国的な観点から決定されるべきであつて、地域的に生産される農産物をその対象農産物とすることについては、検討を要するので今後慎重に考究するが、困難ではないかと考えられる。

三 雑豆の輸入は、例年その需給状況等を検討の上輸入の可否を決定しているが、本年における国際雑豆類は豊作の見込みであるので、下期については輸入する予定はない。

また三十四年度上期については、その時期における需給状況、貿易事情等を十分検討の上国内産豆類の価格等に悪影響のないよう措置いたしたい。

四 雑豆の消費拡大については、今後とも指導に努めることとするが、これに要する経費につい

ては、生産者団体、取扱者団体等において負担することが望ましい。

右答弁する。